

障害者基本計画(第4次)とかながわ障がい者計画(骨子案検討案)の比較

障害者基本計画(第4次)(内閣府)

- 大柱 中柱
- 1 安全・安心な生活環境の整備
 - ①住宅の確保
 - ②移動しやすい環境の整備等
 - ③アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
 - ④障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
 - 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
 - ⑤情報通信における情報アクセシビリティの向上
 - ⑥情報提供の充実等
 - ⑦意思疎通支援の充実
 - ⑧行政情報のアクセシビリティの向上
 - 3 防災、防犯等の推進
 - ⑨防災対策の推進
 - ⑩東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進
 - ⑪防犯対策の推進
 - ⑫消費者トラブルの防止及び被害からの救済
 - 4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
 - ⑬権利擁護の推進、虐待の防止
 - ⑭障害を理由とする差別の解消の推進
 - 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
 - ⑮意思決定支援の推進
 - ⑯相談支援体制の構築
 - ⑰地域移行支援、在宅サービス等の充実
 - ⑱障害福祉サービスの質の向上等
 - ⑲福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
 - ⑳障害福祉を支える人材の育成・確保
 - 6 保健・医療の推進
 - ㉑精神保健・医療の適切な提供等
 - ㉒保健・医療の充実等
 - ㉓保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
 - ㉔保健・医療を支える人材の育成・確保
 - ㉕難病に関する保健・医療施策の推進
 - ㉖障害の原因となる疾病等の予防・治療
 - 7 行政等における配慮の充実
 - ㉗司法手続き等における配慮等
 - ㉘選挙等における配慮等
 - ㉙行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
 - ㉚国家資格に関する配慮等
 - 8 雇用・就業、経済的自立の支援
 - ㉛総合的な就労支援
 - ㉜経済的自立の支援
 - ㉝障害者雇用の促進
 - ㉞障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
 - ㉟福祉的就労の底上げ
 - 9 教育の振興
 - ㊱インクルーシブ教育システムの推進
 - ㊲教育環境の整備
 - ㊳高等教育における障害学生支援の推進
 - ㊴生涯を通じた多様な学習活動の充実
 - 10 文化・芸術活動・スポーツ等の振興
 - ㊵文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
 - ㊶スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進
 - 11 国際社会での協力・連携の推進
 - ㊷国際社会に向けた情報発信の推進等
 - ㊸国際的枠組みとの連携の推進
 - ㊹政府開発援助を通じた国際協力の推進等
 - ㊺障害者の国際交流等の推進

※ 下線は、第3次基本計画との相違点

※ 取り消し線は、県の計画に位置付ける必要がないと考えられる項目

かながわ障がい者計画(骨子案検討案)

- 区分 大柱 中柱
- 1 すべての人のいのちを大切にする取組み
 - (1) ともに生きる社会を支える人づくり
 - ㉑障害福祉を支える人材の育成・確保
 - ㉒保健・医療を支える人材の育成・確保
 - (2) すべての人の権利を守るしくみづくり
 - ㉓権利擁護の推進、虐待の防止
 - 2 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 - (1) 意思決定支援の推進と地域生活移行の支援 ～ 津久井やまゆり園再生に向けた取組みとその全県展開
 - ㉔意思決定支援の推進
 - ㉕相談支援体制の構築
 - ㉖地域移行支援、在宅サービス等の充実
 - (2) 障がい者の地域生活を支える福祉・医療サービスの充実
 - ㉗地域移行支援、在宅サービス等の充実
 - ㉘障害のある子供に対する支援の充実
 - ㉙障害福祉サービスの質の向上等
 - ㉚福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
 - ㉛精神保健・医療の適切な提供等
 - ㉜保健・医療の充実等
 - ㉝保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
 - ㉞難病に関する保健・医療施策の推進
 - ㉟障害の原因となる疾病等の予防・治療早期発見・早期治療等
 - 3 障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み
 - (1) 社会参加への環境づくり
 - ア 安全・安心な生活環境の整備
 - ①住宅の確保
 - ②移動しやすい環境の整備等
 - ③アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
 - ④障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
 - イ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
 - ⑤情報通信における情報アクセシビリティの向上
 - ⑥情報提供の充実等
 - ⑦意思疎通支援の充実
 - ⑧行政情報のアクセシビリティの向上
 - ウ 暮らしの安全と安心
 - ⑨防災対策の推進
 - ⑩防犯対策の推進
 - ⑪消費者被害の未然トラブルの防止と及び被害からの救済
 - エ 行政等における配慮の充実
 - ㉗司法手続き等刑事事件手続き等における配慮等
 - ㉘選挙等における配慮等
 - ㉙行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
 - ㉚国家資格取得におけるに関する配慮等
 - (2) 雇用・就業、経済的自立の支援
 - ㉛総合的な就労支援
 - ㉜経済的自立の支援
 - ㉝障害者雇用の促進
 - ㉞障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
 - ㉟福祉的就労の底上げ
 - 4 憲章の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
 - (1) 憲章の普及啓発及び心のバリアフリーの推進
 - ㉑憲章の普及啓発
 - ㉒障がい者理解の促進
 - ㉓障害を理由とする差別の解消の推進
 - (2) 教育やスポーツにおける取組み
 - ア 教育の振興
 - ㊱インクルーシブ教育システムの推進
 - ㊲教育環境の整備
 - ㊳高等教育における障害学生支援の推進
 - ㊴生涯を通じた多様な学習活動の充実
 - イ 文化・芸術活動・スポーツ等の振興
 - ㊵文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
 - ㊶スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進